

## 「局長通知の抜粋と参考情報」

### ● 広島労働局労働基準部長通知（抜粋）

事務連絡  
令和3年11月30日

関係団体の長 殿

広島労働局労働基準部長

#### 石綿事前調査結果報告システムのユーザーテストの実施 及び事前調査結果の報告に係るポスター等の送付について

平素より、労働安全衛生行政の推進につきましては、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第134号)による改正後の石綿障害予防規則(以下「石綿則」という。)第4条の2に基づく事前調査の結果等の報告については、令和4年4月1日より電子情報処理組織を使用して所轄労働基準監督署長に報告しなければならないとされているところです。

同報告に使用する石綿事前調査結果報告システム(以下「システム」という。)について、今般下記のとおりユーザーテストを実施することとしているので、了知するとともに、関係事業場への周知をお願いいたします。

また、今般、改正石綿則の事前調査結果の報告に係るポスター・リーフレットが作成されましたので、御活用いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

#### 記

##### 1 趣旨

令和4年3月中を予定しているシステムの本格運用に先立ち、事業者を含めたユーザーテストを実施することによって、事前調査結果の報告手続等のシステム操作の習熟を図り、もって令和4年4月1日の石綿事前調査結果報告制度の円滑な施行を図るもの。

##### 2 ユーザーテストの実施

システムの利用者に対し、システム操作に習熟する機会として、令和4年1月18日(火)から2月18日(金)にかけて以下の通りユーザーテストを実施するので、(1)、(2)の対応を



(次頁へ続く)

行うこと。

(1) ユーザーテスト期間中の対応

ア ユーザーテスト期間

令和4年1月18日(予定)～2月18日(予定)

イ ユーザーテストの対象者

システムを利用予定のすべての方

ウ 実施事項

ユーザーテストは、行政職員を含むシステム利用者に対し、システム操作の習熟を図っていただくための機会である。期間中に適宜システム操作を行い、動作や機能等を確認すること。

システム操作の過程で明らかな不具合又は著しい事実誤認等を含む文言などを発見した場合には、システム中のお問い合わせフォームから問い合わせを行うこと。

なお、操作上の不明点は、原則としてシステムのマニュアルにより確認すること。また、ユーザーテスト期間中は、システムのトップ画面に表示されるお知らせ一覧に、全国から寄せられた問い合わせ内容とその回答を随時掲載するので、併せて確認すること。

(2) 問合せ対応

事業者等からシステムの操作方法等に関して問合せがあった場合には、システムのFAQやマニュアルを参照した上で、さらに不明な点があればお問い合わせフォームから問い合わせるよう促すこと。なお、ユーザーテスト期間中の問い合わせについては、必ずしも全件に対して個別に回答することを保証するものではなく、類似の問い合わせと一括する等し、お知らせ一覧等に回答を掲載する場合があることに留意すること。

(3) 留意事項

ユーザーテストで入力した申請データはユーザーテスト終了時に削除予定であることに留意すること。また、ユーザーテスト期間中に申請されるデータはあくまでもテストデータであることを踏まえ、ユーザーテスト期間中に申請された情報をもとにした事業者への連絡や指導は行わないこと。

なお、ユーザーテスト期間中を含め、システムの本稼働までの間は、事前調査結果等報告(石綿障害予防規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第134号)による改正後の石綿障害予防規則様式第1号)の受付を行うことがないよう留意すること。

(4) その他

詳細については、別添資料を参照すること。

(注) 本文の記の2の(4)その他に記載された「別添資料」は

- ・リーフレット「石綿事前調査結果報告システム ユーザーテストについてのご案内」
- ・リーフレット「石綿事前調査結果の報告が施工業者(元請事業者)の義務になります！」

の2件です。

( 参考リンク集 )

- 厚生労働省HP リーフレット

[「石綿の事前調査結果の報告が義務化されます」](#)

- 厚生労働省HP [「石綿事前調査結果報告システム」](#) (石綿総合情報ポータルサイト内)

- 厚生労働省HP [「石綿総合情報ポータルサイト」](#)

- 厚生労働省HP [「アスベスト\(石綿\)情報」](#)

紹介されている項目は次のとおりです。

- ・「石綿にさらされる作業に従事していたのでは？」と心配されている方へ
- ・建設アスベスト給付金制度について
- ・アスベスト(石綿)訴訟の和解手続について
- ・事業主の方々へ
- ・石綿に関する講習・研修を受講したい方へ
- ・医療機関の方々へ
- ・行政施策の推進
- ・関係省庁等へのリンク

- 厚生労働省HP [「石綿障害予防規則など関係法令について」](#)

法令等(石綿障害予防規則、関係通知)、技術上の指針、石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアルと関係通知、アスベスト分析マニュアルなどが紹介されています。

- 厚生労働省HP [「石綿パンフレット等」](#)

石綿障害予防規則(建築物等)、石綿障害予防規則(工業製品)、使用等の禁止、石綿分析用試料等の届出(製造・輸入・使用)、労災補償・救済・健康管理、一人親方の安全衛生などが紹介されています。

- 国土交通省HP [「アスベスト対策 Q&A」](#)

- 広島県HP [「石綿\(アスベスト\)に関する情報」](#)